

## ひじゃばしだより

～沖縄県介護保険広域連合～

知ってる？11月11日は「介護の日」♪♪  
介護について理解と認識を深めるなど様々なイベントなどを行っていますが、厚生労働省が「介護の日」を定めたのは？

支 02 担 本 : 2024

## ～業務課給付係より～ 住環境の改善について

## ① 借りる 福祉用具貸与

貸し出しの対象は下記になります。

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 車いす      | <input type="checkbox"/> 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)             |
| <input type="checkbox"/> 特殊寝台     | <input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード等) |
| <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具  |  |
| <input type="checkbox"/> 体位変換器    | <input type="checkbox"/> 手すり(取付工事を伴わないもの)                  |
| <input type="checkbox"/> スロープ     | <input type="checkbox"/> 歩行器                               |
| <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ   | <input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器                       |
| <input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置 | <input type="checkbox"/> 移動用リフト(つり具の部分を除く)                 |

※要支援1・2の方、要介護1の方は、利用できる品目が限られます。

詳しい内容はケアマネージャーに相談してください。



「きっちゃき」という言葉をご存じですか？

沖縄の方言で「つまづく」という意味です。最近、何もない場所でよくつまづくことがあります。若いうちは大事に至らないのですが、高齢者の場合だと転倒し介護状態になってしまう恐れがあります。

皆さんは、やや前傾姿勢でパタパタと着地するような歩き方になっていませんか。これは高齢者に多い歩き方で、歳を重ね腹筋や背筋などの大きな筋肉が衰えてくると、上記のような歩き方になってしまいます。つまづく原因は筋力の低下、歩き方のくせ、体のゆがみなど様々な要因が関係しているようです。

対策として歩行姿勢の見直しをお勧めします。背筋を伸ばし大股で歩くことを意識してみましょう。自然とつま先が上を向き、かかとから地面につくようになると思います。視線を遠くへ向け、地面を蹴るようにやや速足で歩くことより効果的です。



## ② 買う 特定福祉用具販売

支給対象は、次の5種類です。

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 腰掛便座                | <input type="checkbox"/> 特殊尿器 |
| <input type="checkbox"/> 入浴補助用具              | <input type="checkbox"/> 簡易浴槽 |
| <input type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分となります。 |                               |

※利用限度額は、4月1日から1年間につき10万円です。利用した額の1割～3割が自己負担となります。

※県の指定を受けていない業者から購入した場合は、支給の対象になりません。

## ③ 改修 住宅改修

対象となる工事

- |  |                                    |
|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 手すりの取り付け                    | <input type="checkbox"/> 引き戸等へ扉の取替 |
| <input type="checkbox"/> 段差の解消                       |                                    |
| <input type="checkbox"/> 洋式便器等へ便器の取替                 |                                    |
| <input type="checkbox"/> 滑りの防止、移動の円滑化等のための床、通路面の材料変更 |                                    |

その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※要支援・要介護認定者は、20万円分までを対象に住宅改修費が利用できます。

利用した額の1割～3割が自己負担となります。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度給付を受けられる場合があります。工事前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネージャーか市町村の窓口にご相談して下さい。

▶▶次回の電子版広報誌は令和6年2月発行予定